

第5回 静岡市新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議

日時 令和2年4月7日(火) 21:00~21:30
会場 静岡市役所新館8階 市長公室

次 第

1 開会

2 緊急事態宣言について

3 報告

- (1) 感染者の状況について 【保健福祉長寿局】
- (2) 保健所長からのコメント 【保健所】
- (3) 学校の再開について 【教育局】
- (4) 市主催イベント等の開催に関する基本方針及び
市が所有する公共施設の再開に関する今後の方針について 【危機管理総室】

4 市長メッセージ

5 閉会

<危機対策本部 出席局>

総務局・企画局・財政局・市民局・葵区役所・駿河区役所・清水区役所・観光交流文化局・
環境局・保健福祉長寿局・子ども未来局・経済局・都市局・建設局・消防局・上下水道局・
教育局・議会事務局 計18局区

【事務局連絡先】

危機管理課 総務係 81-4711 担当者 片山・村上・高山

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

令和2年4月7日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症（同法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関する緊急事態が発生した旨を宣言する。

記

(1) 緊急事態措置を実施すべき期間

令和2年4月7日から5月6日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

(2) 緊急事態措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とする。

(3) 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

令和2年4月7日（火）
静岡市 保健福祉長寿局
保健衛生医療部 保健衛生医療課
電話 054-221-1549

新型コロナウイルス感染症患者の発生について（市内9・10例目）

令和2年4月6日に公表した静岡市内の患者（9・10例目）の追加情報をお知らせします。
静岡市では、積極的疫学調査を実施するとともに、市民の皆様への周知・啓発に、今後も引き続き努めていきます。

1 患者概要（9例目）

年 代：30歳代（日本国籍）

性 別：男性

居 住 地：静岡市葵区

職 業：市内8例目の自営業の従業員

発 症 日：3月31日

行 動 歴：

3月25日（水）・27日（金）

8例目の患者と仕事のため当該患者の業務用車両で同乗移動し、屋外作業に従事。
仕事道具は共用。

4月1日（水）市内のコンビニ訪問

濃厚接触者（追加分）：なし

2 患者概要（10例目）

年 代：70歳代（日本国籍）

性 別：男性

居 住 地：静岡市駿河区

職 業：宗教関係者

発 症 日：4月4日

行 動 歴：

3月26日（木）～27日（金） 京都府で宗教行事に参加

4月3日（金） 愛知県の宗教施設で宗教行事参加（40分程度）

参加者10人以下（本人含め全員マスク着用）

移動には自家用車使用（1人で運転）

4月4日（土） 自施設で宗教行事（1時間程度）

参加者10人以下（本人マスク無、参加者半数程マスク着用）

4月5日（日） 自施設で宗教行事（1時間程度）

参加者10人以下（本人含め全員マスク着用）

濃厚接触者（追加分）：なし

※本情報提供は、感染症予防啓発のために行うものですので、報道機関各位におかれましては、患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に、格段のご配慮をお願いいたします。

令和2年4月7日（火）
静岡市 保健福祉長寿局
保健衛生医療部 保健衛生医療課
電話 054-221-1549

新型コロナウイルス感染症患者の発生について（市内11例目）

令和2年4月7日、静岡市内医療機関を受診した方について、静岡市環境保健研究所でPCR検査を実施したところ、本日陽性であることが判明しました。

本市としては、引き続き積極的疫学調査を実施するとともに、市民の皆様への周知・啓発に努めていきます。

1 患者概要

年 代：10歳代（日本国籍）
性 別：男性
居 住 地：名古屋市
主な症状：発熱・咳
職 業：大学生

2 経 緯：4月2日～ 発熱・咳・鼻閉・咽頭痛（4月3日～下痢）
4月4日、6日 帰国者・接触者相談センターに相談
4月7日 PCR検査陽性

3 行 動 歴： 3月31日 名古屋市から静岡市清水区に帰省

4 市民の皆様へ

- 風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に、「咳エチケット」や「手洗い」の徹底など通常の感染症予防対策に努めていただくようお願いいたします。
- 発熱等の風邪症状があるときは、外出を控えてください。
- 日頃から、十分な睡眠、栄養を摂ることを心がけ、体調を整えておきましょう。

※本情報提供は、感染症予防啓発のために行うものですので、報道機関各位におかれましては、患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に、格段のご配慮をお願いします。

緊急事態宣言を受けた教育局の対応の再検討について

令和2年4月7日
静岡市教育委員会

1. 再検討の背景

4月7日から緊急事態宣言が発令され、首都圏が対象地域として指定されたことを踏まえて、市としての学校再開方針を再検討した。

市中の感染症の拡大状況については、感染者が徐々に増加しつつも感染経路が不明な市中感染が発生した状況にはないが、今回の緊急事態宣言の発令に際して、諸外国の事例では、ロックダウンをした地域から疎開的に移動した方々からほかの地域に感染が拡大した事例がある点を考慮に入れる必要がある。

我が国においても前例のない緊急事態宣言の発令に際して、首都圏隣県にある本市においても、**首都圏の住民の移動の状況を見極めるための対応が必要である**と考えられる。

2. 措置の概要

このことを踏まえ、市中の感染症拡大状況は感染拡大警戒地域に該当するとは言えない段階であるが、首都圏住民の社会移動の本市への影響を見極め、子どもの安全確保を第一とする措置として、2週間程度の市内一斉臨時休校を行うこととする。

(1) 臨時休校期間

4月11日（土）から4月26日（日）まで（合計16日）

※ 保護者が職場との調整を行うための最低限の時間確保、児童生徒に対する休校期間中の指導の準備、休校期間中の生活の過ごし方の指導を行うため、始期は4月11日（土）とする。

(2) 登校日の設定について

家庭学習のフォローアップなどを行い**子どもの学習を最低限保障していく**ために、学校において3つの密を避ける対策や手洗いの指導など衛生対策を徹底しながら、学年別など、**児童生徒の一部としたうえで、登校日を設定**することとする。

(3) 学校での一時預かりについて

3月3日から3月15日まで実施した臨時休校期間と同様に、勤務先との調整が困難などの**事情がある家庭のため、休校中の学校において児童生徒を一時的に預かる**こととする。

令和2年3月27日

静岡市

新型コロナウイルス感染症に係る 市主催イベント等の開催に関する基本方針について

静岡市が主催するイベント等の開催については、2月27日付で市の基本方針を定め、さらに、3月12日付けでその方針の改正を行い、市民及び関係者の皆様にお知らせしたところであるが、その期限である3月31日を迎えるにあたり、3月19日の国の専門家会議において示された状況分析・提言及び、本市においては、現在、感染経路不明な患者が確認されていない状況等を勘案して検討を行った結果、下記に示す内容を原則とする基本方針を定めた。

今後は、イベント等の開催について、4月24日（金）まで下記の基本方針のとおり取り扱うこととし、本市として、新型コロナウイルス感染症への対策に、引き続いて、鋭意取り組んでいくこととする。

記

1 市主催のイベント等について

- (1) 県外からの参加者が見込まれる大規模なイベント等の開催については、国内の感染拡大を回避するための国の方針を踏まえ、引き続き、中止、延期又は規模の縮小等の適切な判断をする。
- (2) 県外からの参加者が見込まれる大規模イベント以外のイベント等については、4月1日（水）以降、国の専門家会議が示した以下の内容を遵守することにより、開催できるものとする。
 - ① 換気が悪い密閉空間をつくらない。
 - ② 多数が集まる密集場所をつくらない。
 - ③ 間近で会話や発声する密接場面をつくらない。

上記に加え、感染した場合に重症化しやすい高齢者など、特に配慮が必要となる方が参加するイベントの開催については、引き続き、その実施について慎重に判断すること。

また、こまめな手洗い・消毒と咳エチケットの徹底、あるいは、共用品を使う際の消毒を徹底すること、さらに、体調不良の方の参加自粛を呼びかけるなど、「イベント等における感染対策のあり方の例（静岡市版）」（別添）を参考とし、感染防止の対策を徹底する。

2 市が共催する又は実行委員会に参画するイベント等や、指定管理者が行う事業については、市の方針に準じて対応するよう関係者に要請していく。

なお、上記の方針については、状況に応じて随時見直しを行うこととする。

以上

【イベント等における感染対策のあり方の例（静岡市版）】

1 人が集まる場の前後を含めた適切な感染予防対策の実施

[主催者が行う内容]

- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル料などについて配慮する。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、その者が触れた場所の消毒や、接触した可能性のある者等に対して連絡先を確認するなど、適切な感染予防対策を行う。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したものでの拭き取りを定期的に行う。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができる様な場の確保

[主催者が事前に参加者に周知すべき内容]

- 発熱している場合や、咳などの症状がある方の参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬をした方の参加を認めない。
- 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方の参加を認めない。
- 飛沫感染を防ぐための徹底した対策を求める。（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用する」など）。

2 クラスタ（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える。）
- 共有物の適正な管理又は消毒の徹底

3 感染者が発生した場合の適切な対応

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者が出た場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡できる体制を確保する。

4 その他

- 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。

※上記は例であり、様々な工夫が考えられる。

令和2年3月27日
静岡市

市が所有する公共施設の再開について

静岡市においては、新型コロナウイルス感染症に係る市が所有する公共施設の休館等について、3月2日付で方針を定め、さらに、3月12日付けでその方針の改定を行い、市民及び関係者の皆様にお知らせしたところであるが、その期限である3月31日を迎えるにあたり、4月1日（水）以降は準備の整った施設から順次再開する。

なお、施設の開館にあたっては、国の専門家会議が示した下記の内容を遵守すること。

記

- 1 換気が悪い密閉空間をつくらない。
- 2 多数が集まる密集場所をつくらない。
- 3 間近で会話や発声をする密接場面をつくらない。

上記に加え、感染した場合に重症化しやすい高齢者など、特に配慮が必要となる方が来館する場合には、上記3つの条件の遵守について、特段の注意を払うこと。

また、こまめな手洗い・消毒と咳エチケットの徹底、あるいは、共用品を使う際の消毒を徹底すること、さらに、体調不良の方の来館自粛を呼びかけるなど、感染防止の対策を徹底すること。

なお、上記の方針については、状況に応じて随時見直しを行うこととする。

以上

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月1日）

③帰国者・接触者外来の受診者数	○オーバーシュート（爆発的患者急増）を可能な限り早く捉えるために、確定患者に頼らないリアルタイムの情報分析が重要である。
④帰国者・接触者相談センターの相談票の数項目（※）	○①～⑤の数値の動向も踏まえて総合的な検討を要す。 ※ ①帰国者・接触者外来受診を指示された件数（報告日別）、 ②医療機関からの相談件数（報告日別）推移の2項目
⑤PCR検査等の件数及び陽性率	

※ 加えて、実効再生産数（感染症の流行が進行中の集団において、ある時刻における1人の感染者が生み出した実際の二次感染者数の平均値）が地域での急激な感染拡大（オーバーシュート（爆発的患者急増））の事後評価に有用である。しかし、推定には専門家の知見を借りて示す必要があり、また、当該感染症においては感染から報告までの時間の遅れが長い場合概ね2週前の流行動態までしか評価できない。

【地域の医療提供体制の対応を検討する上で、あらかじめ把握しておくべき指標等】

○ また、都道府県は、これ以外に、地域の状況を判断する上で、医療提供体制に与えるインパクトを合わせて考慮する必要がある。については、

- ① 重症者数
 - ② 入院者数
 - ③ 利用可能な病床数と、その稼働率や空床数
 - ④ 利用可能な人工呼吸器数・ECMO数と、その稼働状況
 - ⑤ 医療従事者の確保状況
- などを、定期的に把握しておかなくてはならない。

○ 地域ごとの医療機関の切迫度を、これらの指標から適宜把握していくことにより、感染拡大や、将来の患者急増が生じた場合などに備え、重症者を優先する医療提供体制等の構築を図っていくことが重要である。

② 地域区分の考え方について

○ 「3月19日の提言」における「Ⅱ.7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方」において示した地域区分については、上記（1）の各種指標や近隣県の状況などを総合的に勘案して判断されるべきものとする。なお、前回の3つの地域区分については、より感染状況を適切に表す①感染拡大警戒地域、②感染確認地域、③感染未確認地域という名称で呼ぶこととする。

各地域区分の基本的な考え方や、想定される対応等については以下のとおり。

なお、現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって、学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である。また、子どもに関する新たな知見が得られた場合には、適宜、学校に関する対応を見直していくものとする。

① 「感染拡大警戒地域」

○ 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（p4脚注参照。爆発的患者急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される。

- 重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。

<想定される対応>

- オーバーシュート（爆発的患者急増）を生じさせないよう最大限取り組んでいく観点から、「3つの条件が同時に重なる場」²（以下「3つの密」という。）を避けるための取組（行動変容）を、より強く徹底していただく必要がある。
- 例えば、自治体首長から以下のような行動制限メッセージ等を発信するとともに、市民がそれを守るとともに、市民相互に啓発しあうことなどが期待される。
 - ・ 期間を明確にした外出自粛要請、
 - ・ 地域レベルであっても、10名以上が集まる集会・イベントへの参加を避けること、
 - ・ 家族以外の多人数での会食などは行わないこと、
 - ・ 具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。
- また、こうした地域においては、その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである。

②「感染確認地域」

- 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して一定程度の増加幅に収まっており、帰国者・接触者外来の受診者数についてもあまり増加していない状況にある地域（①でも③でもない地域）

<想定される対応>

- ・ 人の集まるイベントや「3つの密」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動については、実施する。
- ・ 具体的には、屋内で50名以上が集まる集会・イベントへの参加は控えること
- ・ また、一定程度に収まっているように見えても、感染拡大の兆しが見られた場合には、感染拡大のリスクの低い活動も含めて対応を更に検討していくことが求められる

③「感染未確認地域」

- 直近の1週間において、感染者が確認されていない地域（海外帰国の輸入例は除く。直近の1週間においてリンクなしの感染者数もなし）

<想定される対応>

- ・ 屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用、参加者が特定された地域イベントなどについては、適切な感染症対策を講じたうえで、それらのリスクの判断を行い、感染拡大のリスクの低い活動については注意をしながら実施する。
- ・ また、その場合であっても、急激な感染拡大への備えと、「3つの密」を徹底的に回避する対策は不可欠。いつ感染が広がるかわからない状況のため、常に最新情報を取り

² 「3つの条件が同時に重なる場」：これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件が同時に重なった場のこと。以下「3つの密」という。

入れた啓発を継続してもらいたい。

2. 行動変容の必要性について

(1) 「3つの密」を避けるための取組の徹底について

○ 日本では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止の効果を最大限にするため、「①クラスター（患者集団）の早期発見・早期対応」、「②患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保」、「③市民の行動変容」という3本柱の基本戦略に取り組んできた。

しかし、今般、大都市圏における感染者数の急増、増え続けるクラスター感染の報告、世界的なパンデミックの状況等を踏まえると、3本柱の基本戦略はさらに強化する必要があり、なかでも、「③市民の行動変容」をより一層強めていただく必要があると考えている。

○ このため、市民の皆様には、以下のような取組を徹底していただく必要がある。

- ・「3つの密」をできる限り避けることは、自身の感染リスクを下げるだけでなく、多くの人々の重症化を食い止め、命を救うことに繋がることについての理解の浸透。
- ・今一度、「3つの密」をできる限り避ける取組の徹底を図る。
- ・また、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことを避けていただく。
- ・さらに、「3つの密」がより濃厚な形で重なる夜の街において、
 - ①夜間から早朝にかけて営業しているバー、ナイトクラブなど、接客を伴う飲食店業への出入りを控えること。
 - ②カラオケ・ライブハウスへの出入りを控えること。
- ・ジム、卓球など呼気が激しくなる室内運動の場面で集団感染が生じていることを踏まえた対応をしていただくこと。
- ・こうした場所では接触感染等のリスクも高いため、「密」の状況が一つでもある場合には普段以上に手洗いや咳エチケットをはじめとした基本的な感染症対策の徹底にも留意すること。

(2) 自分が患者になったときの、受診行動について

○ 感染予防、感染拡大防止の呼びかけは広まっているが、患者となったときの受診行動の備えは不十分である。例えば、受診基準に達するような体調の変化が続いた場合に、自分の居住地では、どこに連絡してどのような交通手段で病院に行けばいいのか、自分が患者になった時、どのように行動すべきか、事前に調べて理解しておき、家族や近い人々と共有することも重要である。

○ こうした備えを促進するため、新型コロナウイルス感染症を経験した患者や家族などから体系的に体験談を収集し、情報公開する取り組みにも着手すべきである。

(3) ICTの利活用について

○ 感染を収束に向かわせているアジア諸国のなかには、携帯端末の位置情報を中心にパ

【市民の皆さんへのメッセージ】

ただいま、四つの報告をいただきました私から、その報告を踏まえて、市内11例目の感染者の発生が判明いたしました。多くの市民の皆さんが、不安や心配事を抱えて日常生活を強いることと存じます。

そこで、私からメッセージをお伝えしたいと思います。

先ほど、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪、兵庫、そして福岡の1都1府5県が、対象区域に指定されました。

静岡市は今日まで市民の皆さんのご理解やご協力、医療現場に立つ皆さんのご尽力の賜物で、今回の対象区域には入っておりません。しかし、日本国内の感染状況はより厳しい段階に突入していると言わざるを得ません。

現時点で、市内においては、市中感染が強く疑われる患者例はありませんが、感染者数が増えていることは事実であります。また、緊急事態宣言を受けて、対象区域から非対象区域への人の移動が増える可能性を先ほどの報告で指摘をしました。静岡市としましても危機感を高め、より一層、気を引き締めて、市民の安全を守り、そして、国や県、県内各市町と連携した対応をしていきたいと考えております。

また、国の緊急事態宣言の発令を踏まえて、それぞれの部局の業務については、緊急に必要な対応を検討するよう指示をいたします。

まず、学校再開方針につきましては、本日夜8時に臨時の教育委員会を開き、私もそれに加わり議論いたしました。教育委員会としては、首都圏住民の移動を見極めるための慎重な対応案が先ほど教育局長から報告されたところですが、市長部局としましても、子どもの安全を第一に考えながらも、子どもたちが新学期の勉強を続けられるための努力を重ねている、現場の先生方、教育委員会を応援し、市民の皆さんのご理解をいただきたいと考えております。保護者の皆さんと協力して子どもを育てていくよう、学校も、保護者の皆さんと教育の在り方について、一緒に議論していただきたいと感じております。

むすびに、市民の皆さんに強くお願い申し上げます。子どもたちをはじめとする市民の皆様の日常生活を守るためにも、市民一人ひとりの自覚ある自制した行動が、よりいっそう求められています。市民の皆さまにも、緊急事態宣言が発令されたことの意義を自分ごとと受け止めていただき、3つの密を発生させない、東京、大阪などの対象区域への往来をできるだけ避けるなど、自らの行動を今一度見つめ直し、自制した行動を取っていただきたいと考えております。

緊急事態宣言の期間は1か月間を目途とされています。この難局を乗り越えるため、引き続き、市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いいたします。